



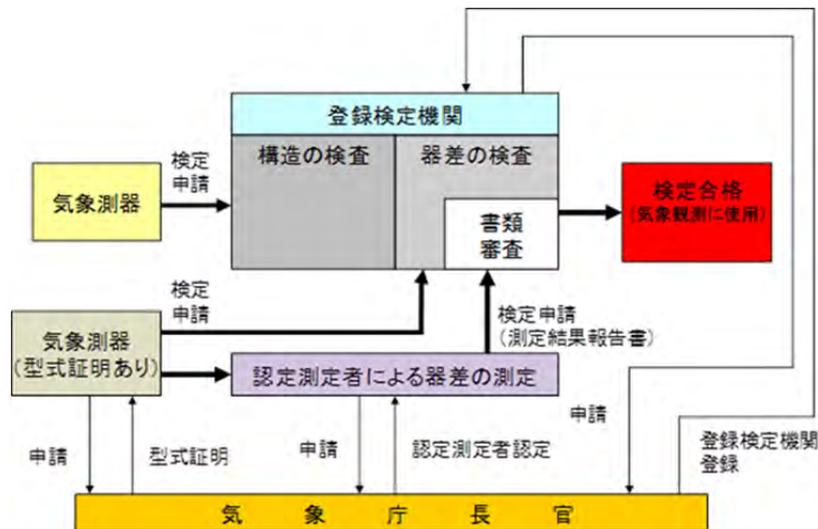
## ◆ 気象測器の検定実施状況について

### (気象測器検定制度)

気象庁以外の政府機関や地方自治体が気象観測を行う場合、あるいは、その他民間の事業者等においても気象観測を行い発表する場合などには、気象観測について一定の品質を確保するため気象庁の定めた技術上の基準に従い、気象庁に届け出ることとされています。さらに、温度計、気圧計、雨量計等の7種類の気象測器については、材料・部品等についての「構造の検査」と個々の測器についての精度を調べる「器差の検査」に合格することが必要です。

このような、気象業務法に定められた気象観測の技術基準と検定にかかわる制度については、多くの関係機関や事業者で行われている気象観測について、一定の品質を確保し、社会における円滑な流通とともに、関係機関や事業者等における効果的かつ総合的な利活用を進めるためのものです。

気象庁の関連HP : <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/shinsei/kentei/index.html>



測器検定制度の概要 (気象庁資料より)

### (気象業務支援センターの役割)

検定は、制度の設計から検定の実務まで、全て気象庁で行われてきたてきました。しかしながら、行政改革の一環として民間活力の活用を図るため、平成14年10月には「指定検定機関」制度が創設され、平成16年3月から「登録検定機関」制度へ移行しました。

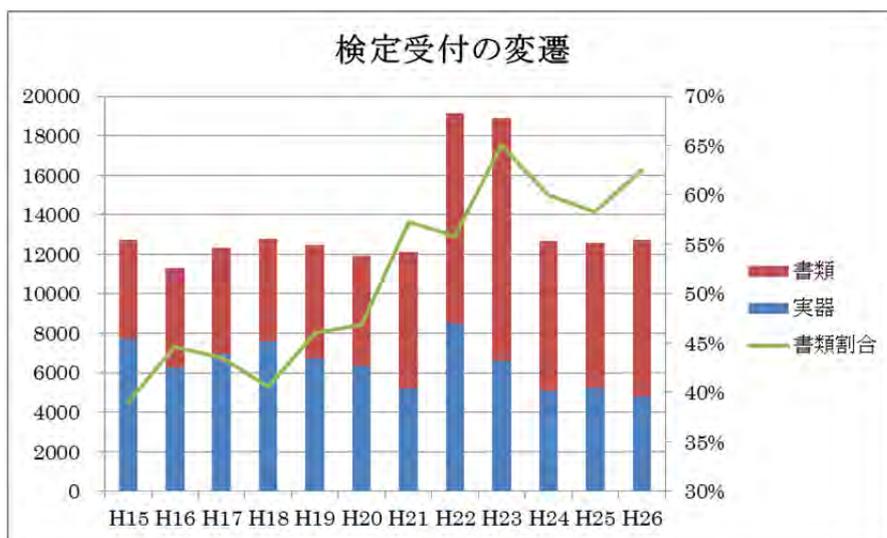
平成14年10月以降、当センターが指定や登録により、「検定機関」として測器検定の実務を行ってきています。

気象業務支援センターの関連HP : <http://www.jmbasc.or.jp/hp/other/sokki1.html>

### (平成15年度からの検定受付状況)

検定の受付は、ほぼ年間12,000件で推移してきています。

気象測器の製造を行う事業者等においても、器差の測定を行うことが出来る「認定測定者」の制度も導入されており、多くの民間事業者が気象庁の認定を受けています。認定測定者は、器差の測定結果について、「登録検定機関（気象業務支援センター）」に書類により提出し、検定を受けることができます。近年、書類審査の割合が増え、6割前後に達しています。



平成15年度以降の年度毎の検定受付状況 (件数)

なお、平成22年度及び23年度の受付数は、約19,000件と、他の年度と比べて7,000件近く増えています。これは、近年の情報通信ネットワークの発展を受けて、民間事業者においても全国的な情報通信ネットワークを活用し気象等の観測を開始したためです。

この民間事業者による観測データは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災し一時的に休止したアメダス観測点を補完するため、気象庁に報告され活用されました ([http://www.jma.go.jp/jma/press/1103/23c/110323\\_temprain.html](http://www.jma.go.jp/jma/press/1103/23c/110323_temprain.html))。

#### (積雪計の検定受付と大雪)

積雪計も検定対象測器になっています。検定の受付数については、豪雪や大雪が発生しますと、増加する傾向があります。これは、大雪を受けて、地方自治体等の関係機関において大雪対策が強化されるためと考えられます。

#### (おわりに)

当センターとしましては、気象観測データの社会での利用が益々進み、自然災害の防止軽減、社会・経済の発展に貢献することを期待しています。そのためにも、センターとして引き続き「登録検定機関」として、測器検定の実務についての的確な運用に努めてまいります。



平成15年度以降の年度毎の積雪計の検定受付状況 (件数)

(測器検定室)